適格請求書等保存方式における特例について

○　適格請求書等保存方式においては、原則として帳簿と「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、適格請求書発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書の交付義務が生じる。

○　ただし、事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定のものは、適格請求書の交付義務が免除される。

○　また、適格請求書の交付を受けることが困難な一定の場合は、（売り手の適格請求書交付義務の有無にかかわらず）買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能となる。

適格請求書の交付義務免除

- ○　3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ○　卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
- ○　農協等に委託して行う農林水産物の譲渡
- ○　３万円未満の自動販売機による販売
- ○　郵便切手を対価とする郵便サービス

帳簿のみ保存で仕入税額控除可能

- ○　3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ○　３万円未満の自動販売機による販売
- ○　郵便切手を対価とする郵便サービス
- ○　入場券等が回収されるもの
- ○　古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- ○　従業員等に支給する出張旅費等

下３つは、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

≪帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等≫

①　課税仕入れの相手方の氏名又は名称
②　取引年月日
③　取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
④　対価の額
⑤　課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
⑥　特例の対象となる旨

（注）国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）						
XX年月日		摘要			税区分	借方(円)
4	3	ＪＲ●●	運賃	公共交通機関	10%	300
4	4	○○地下鉄	運賃	公共交通機関	10%	300

※　公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要